

事 務 連 絡
平成30年12月17日

地方厚生（支）局医療課
都道府県民生主管部（局）
国民健康保険主管課（部）
都道府県後期高齢者医療主管部（局）
後期高齢者医療主管課（部）
全国健康保険協会

御中

厚生労働省保険局医療課

柔整審査会における柔道整復師への面接確認について

「柔道整復師の施術に係る療養費について」の一部改正について（平成29年9月4日付け保発0904第2号）により、全国健康保険協会都道府県支部と都道府県国民健康保険団体連合会に設置される柔道整復療養費審査委員会（以下「柔整審査会」という。）において、柔道整復施術療養費支給申請書の審査にあたり必要と認める場合は、開設者、施術管理者及び勤務する柔道整復師から報告等を徴することができることとされたところであるが、別添により具体的な取り扱いの例を示すこととするので、柔整審査会の適正な審査にご活用されたい。

なお、この面接確認は柔整審査会が審査業務の一環として実施するものであり、地方厚生（支）局及び都道府県が行う指導監査業務とは異なるので、実施に当たりご留意願いたい。

柔道整復師の面接による確認の方法の概要（例）

1 面接確認委員会（仮称）の設置

全国健康保険協会都道府県支部と国民健康保険団体連合会に置かれる柔道整復療養費審査委員会（以下「柔整審査会」という。）において、療養費の請求内容に不正又は著しい不当があるかどうかを確認するために施術の事実等を確認するものとして、施術管理者及び勤務する柔道整復師（以下「施術管理者等」という。）に対し資料の提示及び閲覧を求めることを目的とし、施術管理者等への面接による確認（以下「面接確認」という。）を行うために、柔整審査会の中に「面接確認委員会（仮称）」を設置する。

2 面接確認委員会の委員

- (1) 面接確認委員会の委員は、柔整審査会の委員長が指名する。
- (2) 面接確認委員会の構成は、公平・公正をなし得るものとする。

3 面接確認の対象となる施術管理者等の選定

施術管理者等が次の要件に該当する場合、面接確認を実施する。

- (1) 柔整審査会の審査により、当月の請求状況及び当月以前の審査実績からみて、請求内容が作為的であると認められる場合。
- (2) 柔整審査会の審査により、当月の請求状況及び当月以前の審査実績からみて、不正及び著しい不当であると認められる場合。
- (3) 面接確認の結果、文書による改善報告を求めてもなお改善が見られない場合。
- (4) 経過観察中であって、柔整審査会の審査結果により面接確認の必要を認めた場合。
- (5) 保険者等、地方厚生（支）局又は都道府県知事から面接確認の依頼、その他面接確認が必要と判断する場合。

4 面接確認後の対応

- (1) 面接確認委員会は、面接確認後、柔整審査会の委員長へ結果を報告する。
- (2) 面接確認委員会の委員長は、面接確認の結果報告に基づき、不当の事実が軽微で改善が期待できる又は改善の必要がないと判断した場合、面接確認を行った施術管理者等へ結果通知書を送付する。
- (3) 施術管理者等は、結果通知書において改善すべき事項が示された場合、面接確認委員会の委員長へ改善報告書を提出するものとする。
- (4) 面接確認委員会の委員長は、面接確認の実施及び面接結果について、保険者等、地方厚生（支）局又は都道府県知事に対し、必要に応じて情報提供を行うものとする。
- (5) 面接確認委員会の委員長は、面接確認の結果に基づき、不正又は著しい不当の事実が認められたときは、面接確認を行った施術管理者等へ結果通知を行わずに地方厚生（支）局又は都道府県知事に対して情報提供を行う。

柔道整復療養費審査委員会面接確認実施フローチャート

柔整審査会

面接確認実施対象施術管理者等の選定

【判定基準】

- 1 当月の請求状況及び当月以前の審査実績からみて、請求内容が作為的であると認められる場合。
- 2 当月の請求状況及び当月以前の審査実績からみて、請求内容が不正又は著しい不当であるかどうか確認する必要がある場合。
- 3 面接確認の結果、文書による改善報告を求めてもなお、改善が見られないと認められるもの。
- 4 経過観察中であって、柔整審査会の審査結果により面接確認の必要を認めたもの。
- 5 その他面接確認を必要と認めたもの。

面接確認申請書 作成・提出

面接確認委員会

面接確認申請書の提出された施術管理者等について、面接確認の実施を検討、協議を行うため委員会を開催する。

要

面接担当委員のスケジュール調整
関係資料の作成
施術管理者等への連絡（スケジュール調整）

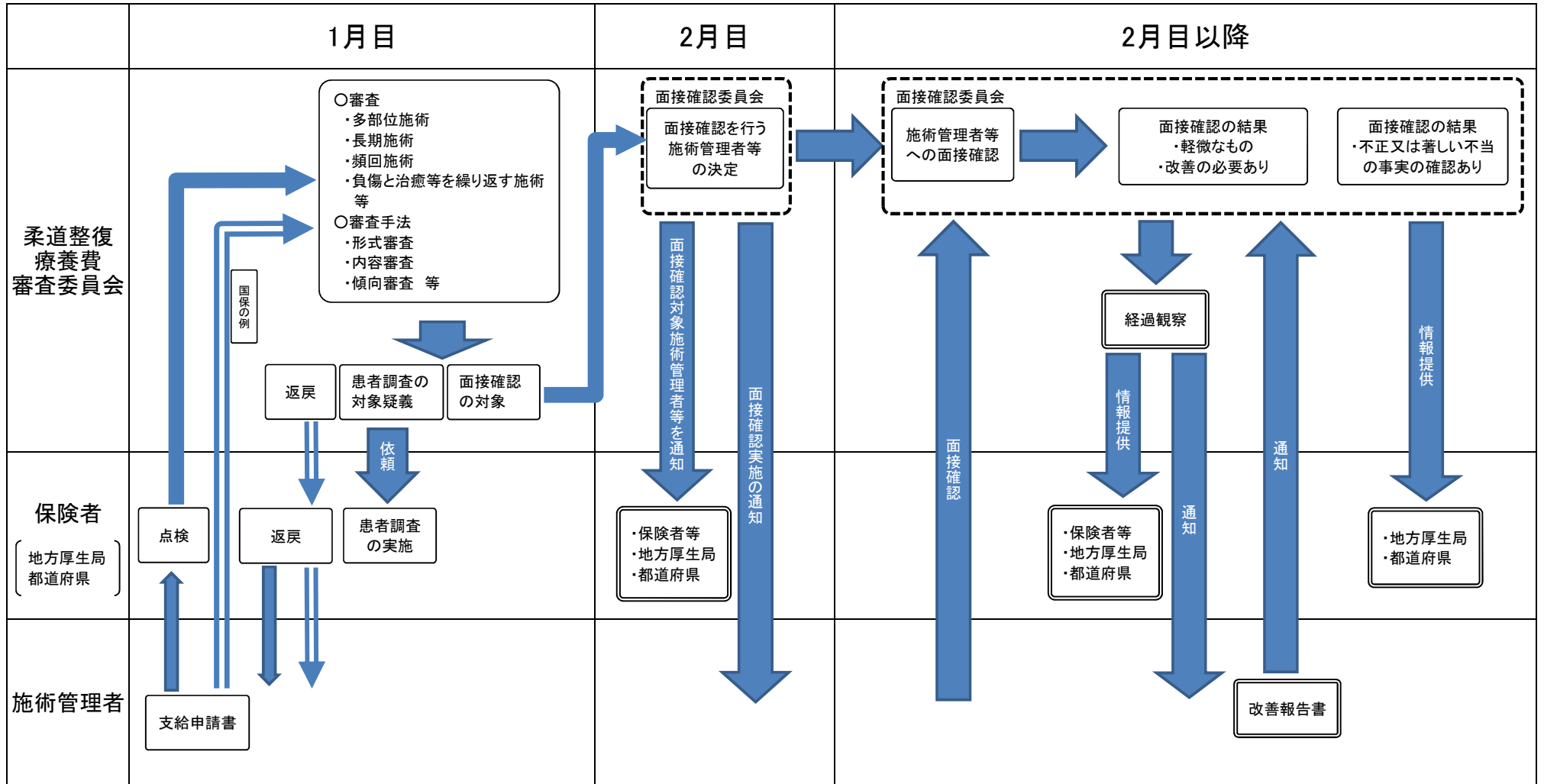
面接確認の実施

否

面接確認の必要性がないと判断された事案については、面接確認は開催しない。ただし、必要がある場合、再度事案として上げる事は可能とする。

- 面接確認の結果報告書作成
- 保険者等、地方厚生（支）局又は都道府県知事への情報提供

柔道整復療養費審査委員会面接確認(例)のイメージ図



柔道整復療養費審査委員会面接確認委員会（仮称）設置要綱（例）

（面接確認委員会の設置）

第1条 ○○県（都・道・府）柔道整復療養費審査委員会（又は国民健康保険等柔道整復療養費審査委員会）（以下「柔整審査会」という。）に○○面接確認委員会（仮称）（以下「面接確認委員会」という。）を置く。

（要綱の目的）

第2条 この要綱は、面接確認委員会の設置に関し、必要な事項を定める。

（面接確認委員会の任務）

第3条 面接確認委員会は、次の事項について協議又は実施する。

- 一 柔整審査会における施術管理者及び勤務する柔道整復師（以下「施術管理者等」という。）に対する面接確認の実施の要否に関する事。
- 二 面接確認の実施に関する事。

（面接確認委員会の構成）

第4条 面接確認委員会は、施術担当者を代表する委員、保険者若しくは後期高齢者医療広域連合（以下「保険者等」という。）又は国民健康保険団体連合会（以下「国保連合会」という。）を代表する委員及び学識経験者を代表する委員から、それぞれ2名以内をもって構成し、公平、公正となるものとする。

なお、施術担当者を代表する委員、保険者等又は国保連合会を代表する委員及び学識経験者を代表する委員は、それぞれ別の職種となるものとする。

（面接確認委員の指名）

第5条 面接確認委員会の委員（以下「委員」という。）は、柔整審査会委員長が指名する。

（面接確認委員の任期）

第6条 委員の任期は、○○とする。

（面接確認委員会委員長の設置及び互選）

第7条 面接確認委員会に委員長（以下「委員長」という。）を置く。なお、委員長は、委員がこれを互選する。

（委員長の職務）

第8条 委員長は、面接確認委員会の会務を統括する。

（面接確認委員会の開催）

第9条 面接確認委員会は、必要に応じ、委員長が委員を招集し開催する。

（面接確認の要否の決定）

第10条 面接確認の実施の要否は、面接確認委員会を構成する委員の半数以上が出席した面接確認委員会において、出席者の過半数によって決する。

2 委員長は、前項の定めに基づいて面接確認の実施が決定した場合、柔整審査

会委員長に同意を求めなければならない。

(面接確認の報告)

第 11 条 委員長は、面接確認を実施した場合は、柔整審査会委員長に報告しなければならない。

(守秘義務)

第 12 条 委員又は委員の職にあった者は、面接確認を実施する上で知り得た情報、柔道整復師の業務上の秘密及び個人の秘密を第三者に漏らしてはならない。

(その他)

第 13 条 ここに定めるもののほか、必要な事項については、面接確認委員会の協議の上、柔整審査会委員長が定める。

附 則

この要綱は、平成 年 月 日から施行する。

柔道整復療養費審査委員会面接確認実施要領（例）

（目 的）

第1条 この要領は、〇〇県（都・道・府）柔道整復療養費審査委員会（又は国民健康保険等柔道整復療養費審査委員会）（以下「柔整審査会」という。）に設置する面接確認委員会（仮称）（以下「面接確認委員会」という。）が実施する面接確認に関し必要な事項を定め、円滑かつ適正な実施を図ることを目的とする。

（判定基準）

第2条 面接確認委員会は、次の各号のいずれかに該当する場合、面接確認を実施する。

一 柔整審査会から面接確認委員会に面接確認申請書（様式第1号）が提出され、当月の請求状況及び当月以前の審査実績から、請求内容が作為的であると認められる場合。

<請求内容が作為的であると認められる事例>

- ① 当月の請求状況等において、3部位以上の施術に係る請求が上位〇〇位以上ある場合
- ② 当月の請求状況等において、6ヶ月以上の施術に係る請求が上位〇〇位以上ある場合
- ③ 当月の請求状況等において、月16日以上 of 施術に係る請求が上位〇〇位以上ある場合
- ④ 当月の請求状況等において、同一施術所における同一患者の施術が複数月繰り返される請求が上位〇〇位以上ある場合
- ⑤ その他請求内容が画一的であると認められる場合

二 柔整審査会から面接確認委員会に面接確認申請書（様式第1号）が提出され、当月の請求状況及び当月以前の審査実績から、請求内容が不正又は著しい不当であるかどうか確認する必要がある場合。

三 面接確認の結果、文書による改善報告を求めているにもかかわらず、なお改善が見られないと認められる場合。

四 経過観察中であって、柔整審査会の審査結果により面接確認の必要を認めた場合。

五 保険者又は後期高齢者医療広域連合（以下「保険者等」という。）、地方厚生（支）局長又は都道府県知事からの依頼（様式第2号）、その他面接確認が必要であると認められた場合。

（手続き）

第3条 面接確認の日時は、面接確認委員会の委員（以下「委員」という。）及び面接確認の対象となる施術管理者及び勤務する柔道整復師（以下「施術管理者等」という。）と調整の上、決定し、面接確認委員会委員長（以下「委員長」

という。)は施術管理者等に面接確認の実施について通知する(様式第3-1号)。

(面接確認の実施)

第4条 面接確認は、懇切丁寧に実施することとし、面接確認に出席した委員は、面接確認後その結果の概要について施術管理者等に口頭で説明し、了解を求めることとする。

2 面接確認委員会の委員の構成状況に応じて、面接確認する委員は、所属している団体に属する施術管理者等の面接確認を行わないなど公平性の確保に努めるものとする。

3 出席者は、施術管理者等を求め、原則、帯同者は認めないものとする。

(柔整審査会委員長への報告)

第5条 委員長は、柔整審査会委員長へ面接確認結果報告書(様式第4号)を提出し報告しなければならない。

(施術管理者等への通知)

第6条 委員長は、面接確認の結果、不当の事実が軽微で改善が期待できる又は改善の必要がないと判断した場合、施術管理者等へ面接確認結果通知書(様式第5号)を送付する。

2 施術管理者等は、面接確認結果通知書において改善すべきことが示された場合、指定された期日までに委員長へ改善報告書(様式第6号)を提出しなければならない。

(地方厚生(支)局長等への情報提供等)

第7条 委員長は、面接確認の対象となる施術管理者等を決定した場合、面接確認の実施については様式第3-2号により、面接確認の結果については、様式第4号により保険者等、地方厚生(支)局又は都道府県知事に対し、必要に応じて情報提供を行うこととする。

なお、第2条第五号による保険者等、地方厚生(支)局長又は都道府県知事からの依頼にあつては、当該依頼者に情報提供を行うこと。

2 委員長は、面接確認の結果、申請書の請求内容に不正又は著しい不当の事実が認められたときは、面接確認結果報告書(様式第4号)にその事実が確認できる書類(複数患者分の事例)を添えて、地方厚生(支)局又は都道府県知事に対して情報提供を行うこととする。

3 施術管理者等が繰り返し面接確認の実施、改善報告書の提出に応じない場合、委員長はその旨を保険者等、地方厚生(支)局又は都道府県知事に情報提供するとともに必要に応じて公表するものとする。

(報酬及び費用弁償)

第8条 面接確認を実施した場合は、出席した委員に対し、報酬を支給し、その職務を行うために要する費用を弁償する。なお、面接確認に出席した施術管理者等に対する費用弁償は行わない。

2 報酬及び費用弁償の日額は、次のとおりとする。

一 報酬 0,000 円

二 費用弁償 0,000 円

(その他)

第9条 ここに定めるもののほか、必要な事項については、面接確認委員会が定める。

附 則

この要領は、平成〇〇年〇〇月〇〇日から施行する。

(様式第1号)

平成 年 月 日

柔道整復療養費 面接確認申請書

〇〇面接確認委員会委員長 様

〇〇柔道整復療養費審査委員会
(審査委員氏名)

下記の施術所の柔道整復療養費の請求内容等について、施術管理者等に直接確認する必要があると思われるので、面接確認を実施していただくよう申請します。

記

1 施術所名 _____

2 所在地 _____

3 開設者名 _____

施術管理者名 _____

登録記号番号 _____

勤務柔道整復師名 _____

請求団体名 (名称) _____

3 面接確認の実施理由

- | |
|--|
| <input type="checkbox"/> 請求内容の作為性の確認 |
| <input type="checkbox"/> 請求内容の不正又は著しい不当の確認 |
| <input type="checkbox"/> 改善報告を求めても、改善が認められない |
| <input type="checkbox"/> その他面接確認の必要がある _____ |

具体的事項

※該当する事項の空白ボックスにチェックをすること。

(様式第2号)

平成 年 月 日

柔道整復療養費 面接確認実施依頼書

〇〇柔道整復療養費審査委員会委員長（会長）様

保険者等、地方厚生（支）局長又は都道府県知事

下記の施術所における柔道整復療養費の請求内容等について、施術管理者等に直接確認する必要があると思われるので、貴審査委員会において面接確認を実施していただくよう依頼します。

記

1 施術所名 _____

2 所在地 _____

3 開設者名 _____

施術管理者名 _____

登録記号番号 _____

勤務柔道整復師名 _____

請求団体名（名称） _____

3 面接確認の実施理由

- | |
|--|
| <input type="checkbox"/> 請求内容の作為性の確認 |
| <input type="checkbox"/> 請求内容の不正又は著しい不当の確認 |
| <input type="checkbox"/> その他 _____ |

具体的事項

※該当する事項の空白ボックスにチェックをすること。

(様式第3-1号)

平成 年 月 日

柔道整復療養費に係る面接確認の実施について

施術管理者等

〇〇 〇〇 様

〇〇面接確認委員会委員長

柔道整復療養費の請求内容等について、施術管理者等に直接確認する必要があると思われるので、当審査委員会において面接確認を実施いたします。

つきましては、以下の日程で関係書類を持参の上、来所するようお願いします。
なお、面接確認に応じない場合は、施術管理者名等を公表することもあります。

記

1 施術所名 _____

2 所在地 _____

3 開設者名 _____

施術管理者名 _____

登録記号番号 _____

勤務柔道整復師名 _____

請求団体名 (名称) _____

4 面接確認日時 平成 年 月 日 () 時

5 提示いただく関係書

<input type="checkbox"/> 柔道整復施術療養費支給申請書の写し (平成〇〇年〇〇月分)
<input type="checkbox"/> 施術録 (平成〇〇年〇〇月分)
<input type="checkbox"/> 領収書の発行履歴や来院簿その他通院の履歴が分かる資料 (平成〇〇年〇〇月分)
<input type="checkbox"/> その他 ()

※該当する事項の空白ボックスにチェックをすること。

6 連絡事項

(様式第3-2号)

平成 年 月 日

柔道整復療養費に係る面接確認の実施について（連絡）

保険者等、地方厚生（支）局又は都道府県知事 御中

〇〇面接確認委員会委員長

次の柔道整復師等に対し、面接確認の実施について、通知を行ったので、下記のとおり連絡します。

記

- 1 施術所名 _____
- 2 所在地 _____
- 3 開設者名 _____
施術管理者名 _____
登録記号番号 _____
勤務柔道整復師名 _____
請求団体名（名称） _____
- 4 面接確認日時 平成 年 月 日（ ） 時
- 5 連絡事項

(様式第4号)

平成 年 月 日

柔道整復療養費 面接確認結果 報告書

〇〇柔道整復療養費審査委員会委員長（会長）様
保険者等、地方厚生（支）局又は都道府県知事 御中

〇〇面接確認委員会委員長

次の柔道整復師等に対し、面接確認を行ったので、下記のとおり報告します。

記

1 施術所名 _____

2 所在地 _____

3 開設者名 _____

施術管理者名 _____

登録記号番号 _____

勤務柔道整復師名 _____

請求団体名（名称） _____

4 面接確認日 平成 年 月 日（ ）

5 結果

<input type="checkbox"/> 不当の事実が軽微で改善が期待できる
<input type="checkbox"/> 特に改善すべきところはない
<input type="checkbox"/> 不正等の事実が認められ更に地方厚生（支）局又は都道府県知事において事実の確認が必要

※該当する事項の空白ボックスにチェックをすること。

(1) 要改善事項

① _____

② _____

(2) 不正等の事実の内容

① _____

② _____

(様式第5号)

平成 年 月 日

柔道整復療養費 面接確認結果 通知書

施術所名 _____

施術管理者名 (登録記号番号)

柔道整復師名 _____ 様

〇〇面接確認委員会委員長

先般、貴殿に対して行った面接確認の結果を下記のとおり通知します。

なお、要改善事項として示した事項については、同封の改善報告書に改善内容を記載の上、平成 年 月 日までに報告してください。

記

1 面接確認日時 平成 年 月 日 時

2 結果

不当の事実が軽微で改善が期待できる

特に改善すべきところはない

※該当する事項の空白ボックスにチェックをすること。

3 要改善事項

① _____

② _____

③ _____

(様式第6号)

平成 年 月 日

柔道整復療養費 面接確認結果 改善報告書

〇〇面接確認委員会委員長 様

施術所名 _____

施術管理者名 (登録記号番号)

柔道整復師名 _____

先般、貴職から指示のあった要改善事項について、改善を行ったので、下記のとおり報告します。

記

1 面接確認日時 平成 年 月 日 時

2 要改善事項及び改善内容

要改善事項	改善内容